

積算疑義の申立に対する回答書

- 1 案件番号 2026100277001
- 2 工事名 主要地方道広島三次線（市川下吉井工区）歩道整備その他工事（8－1）
- 3 開札日 令和8年8月31日
（再度の入札を実施した場合は、再度の入札の開札日）

申立内容	回 答
縁石工（第0014号明細書） 1号（一般部）の歩車道境界ブロックB（180/205×250×600）ですが、図面を見ますと舗装天端は、車道側も歩道側も縁石より下になっているように見えます。 縁石の選択を180/205×250×600 片斜片面R（2,470円）でされているようですが、180/205×250×600 片斜両面R（2,850円）になるのではないのでしょうか。 申立が認められたら、1号（一般部）の部分は、8,322円ではなく8,949円になるかと思えます。	第0014号明細書 道路付属施設工 縁石工 1号（一般部）の歩車道境界ブロックについて、片斜両面Rの単価で計上するところを片斜片面Rの単価としていました。

検証結果
積算疑義申立のあった事項について内容を確認した結果、市の積算に誤りがあり、落札候補者に変更が生じる結果となりました。 このため、当該入札を中止します。